



議員提出議案第 五 号

「国際障害者年」に対応する施策充実に関する意見書について
このことについて、別紙のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣、労働大臣、文部大臣に意見書を提出する。

昭和五十五年九月二十七日

提出

賛成者 三朝町議会議員 福田 家和

賛成者 三朝町議会議員 古屋 博

賛成者 三朝町議会議員 大丸 敦

賛成者 三朝町議会議員 藤井 十成

賛成者 三朝町議会議員 政門 正

賛成者 三朝町議会議員 角本 章

昭和五十五年九月廿七日原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

「国際障害者年」に対応する施策充実に関する意見書

一九八一年は国連が決議した「国際障害者年」である。社会保障の目的は、すべての人がどのような状態や条件のもとにあつても、平等に、人間らしく生活を営むことができ生涯を全うできることにある。

国の調査による身体障害者数は、在宅・施設入所者、十八歳未満の児童を含め百十三万人を数え、しかも日常生活で介護を要する者が約三十九万人、寝たきり状態に在る者は八万三千人となつている。さらに障害者の高齢化傾向は顕著であり、生活の窮迫は生活保護率が一般世帯の四倍、住民税、所得税の非課税世帯が国民全世帯と較べ約二倍となつている状態からも明らかである。加えて家族の介護負担がきわめて過重となつて障害者をかかえる世帯の生活は破壊されつつあるといえる。

このような状態に対し、従来からの医療、教育、労働、生活施策は所轄官庁によつて個別に行われ、総合的かつ有機的に対応を欠き一貫性と整合性がない。

以上の実態からも障害者対策の抜本的な改革はきわめて緊要であるといわねばならない。したがつて、政府は身体障害者と健全者が一体となつて福祉社会を建設する長期的展望に立つて次の施策を実現するよう、要請するものである。

一、障害者年において「障害者の日」制定を含む政府声明と障害年行動十年計画を発表す

ること。

一、 障害者関係法規の見直しと総合的・有機的連けい強化によつて障害者サービスを徹底するより、行政機構の合理的改革を実施すること。

二、 心身障害者の発生原因の解明および根本的治療法確立のため、国立研究センターを設置すること。

三、 障害発生予防のため、早期発見、早期治療をめざす予防医療の充実・整備をはかると。また、医療・治療とともに国立職業リハビリセンターを整備拡充し雇用の促進をはかること。

四、 福祉・医療施設従事^{専門}職員専門の計画的養成確保の推進と訪問看護制度の制度化の実現
重度・重症障害者施設の整備拡充を実施すること。

五、 生活援護の強化として所得税控除額の改善および障害者控除額、特別障害者控除額ならびに障害者の非課税限度額を引きあげる。また課税最低限引上げの減税対象とならない少額納税者および非納税者に対し「負の所得税」制度の導入を検討すること。

六、 障害福祉年金、福祉手当および特別児童扶養手当等の増額、対象の拡大、所得制限の緩和を実現すること。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十五年九月二十七日